



9月定例市議会 補正予算 などの議案を可決・同意

総務課 **□775-4963**
□775-9819

9月定例市議会は、8月30日～9月20日の22日間の会期で開かれました。この議会では、JR北上尾駅西口駅前広場に樹木や花を植え、緑豊かな空間を創出するための経費を計上した補正予算案などの議案が審議されました。

このうち市長提出の26議案については、平成28年度決算認定に関する6議案を閉会後に継続審査することとした他は、全て原案どおり可決または同意されました。

●監査委員の選任 監査委員に、小林一三男氏を選任することが同意されました。

教育委員会委員に 内田みどり氏、細野宏道氏

教育総務課
□775-9469・**□776-2250**

10月1日付で教育委員会委員に内田みどり氏を新たに任命しました。任期は平成33年9月30日までです。



内田みどり氏／現在、保護司、上尾市明るい選挙推進委員。上平中学校PTA副会長、上平中学校学校評議員などを歴任。大字上在住

10月25日付で教育委員会委員に細野宏道氏を再び任命しました。任期は平成33年3月31日までです。



細野宏道氏／会社役員。現在、上尾商工会議所常議員、上尾市障害者支援計画策定委員会委員。大石北小学校PTA会長、大石中学校PTA会長、中妻区区長代理、上尾ロータリークラブ会長を歴任。中妻在住

固定資産評価審査委員会委員に今村公宣氏と北川和孝氏を選任することが同意されました。

●教育委員会委員の任命 教育委員会委員に、内田みどり氏と細野宏道氏を任命することが同意されました。

手数料・使用料等の適正化に 係る市民説明会

行政経営課 **□775-3963**
□776-8873

平成28年度から5年間を計画期間とする第8次上尾市行政改革大綱・実施計画の取り組み項目の一つである「手数料・使用料等の見直し」の実施に向けて、見直しの趣旨や積算の方法について市民説明会を行います。時 12月17日(日)14～16時(予定)

所 青少年センター ※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関を利用して下さい。

内手数料

使用料等の適正化に関する基本方針、減額・免除・割増に係る基本的な考え方 対市内に在住・在勤・在学の人 定70人(先着順)

都市計画案の縦覧と 意見書の受け付け

都市計画課 **□775-7629**
伊奈町都市計画課 **□775-9906**
埼玉県都市計画課 **□721-2111**
□830-5341

上尾道路沿道中新井・堤崎地区(中新井・堤崎の各一部)で都市計画を変更するにあたり、都市計画法第17条に基づき、都市計画案の縦覧と意見書の受け付けを行います。

●案の縦覧 時 11月17日(金)～12月1日(金)8時30分～17時15分(土日祝を除く) 上尾市都市計画課、伊奈町都市計画課、県都市計画課、県北本郷土整備事務所

(〒364-0007 北本市東間3-143)への提出もできます。

都市計画下水道案の縦覧と 意見書の受け付け

下水道施設課 **□775-9372**
□772-9050

上尾都市計画下水道を変更するにあたり、都市計画法第17条に基づき、縦覧と意見書の受け付けを行います。

●縦覧・意見書の提出期間 11月16日(木)～30日(木)8時30分～17時15分(土日祝を除く)

下水道施設課の設置場所の縦覧と 意見書の受け付け

●意見書の提出 対上尾市民、利害関係人 ※①だけ伊奈町民も提出できます。【提出方法】意見書(上記の案の縦覧場所にある。市ホームページからダウンロード也可。上尾市都市計画課以外では①に係る意見書だけ設置)に必要事項を記入して、12月1日まで(必着)に直接または郵送で上尾市都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※①だけ伊奈町都市計画課(〒362-8517 伊奈町小室9493)、県都市計画課(〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1)または県北本郷土整備事務所(〒364-0007 北本市東間3-143)への提出もできます。

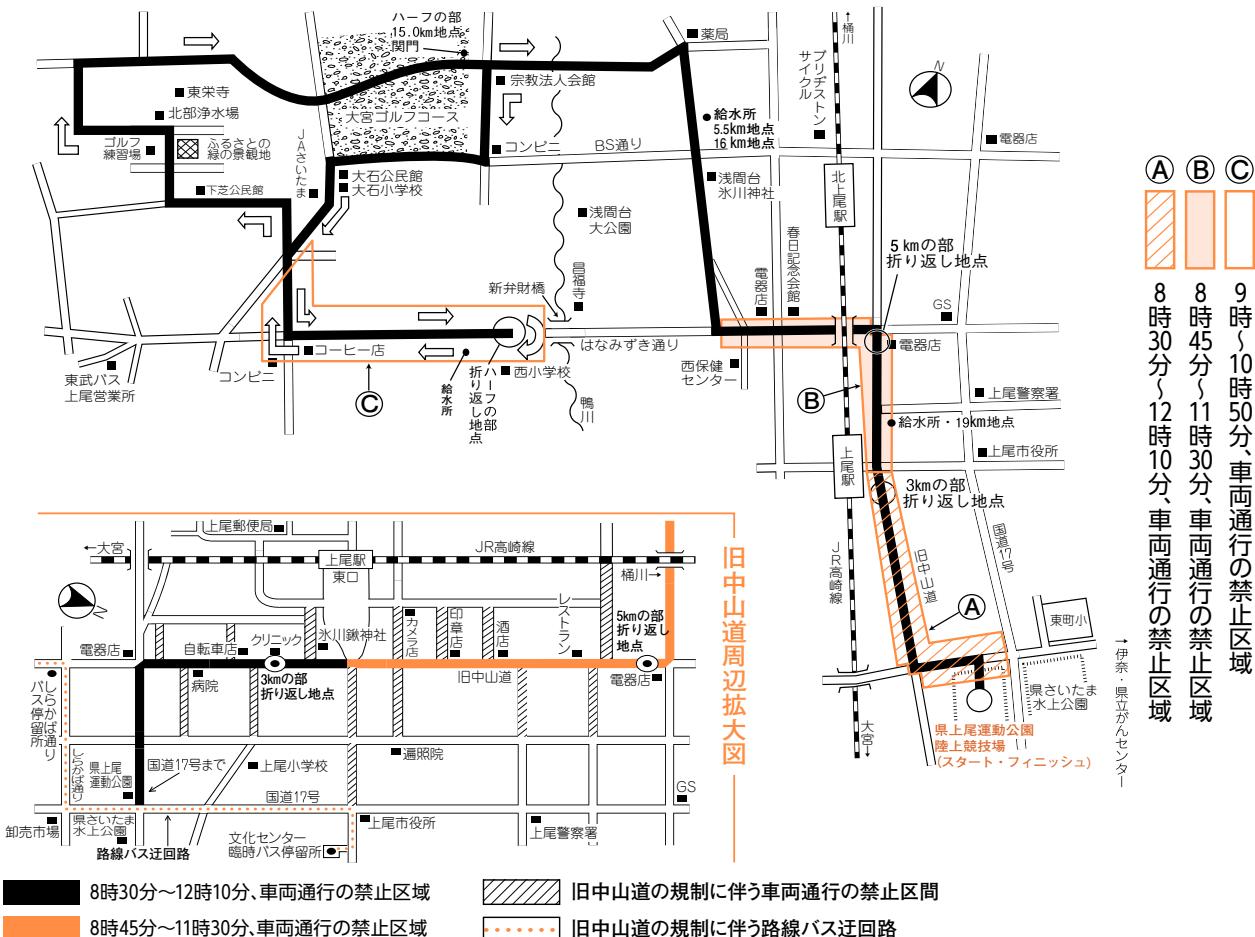
11月19日(日)

上尾シティマラソンの交通規制に ご協力を

スポーツ振興課 TEL781-8112・FAX776-2250

「第30回記念2017上尾シティマラソン」を11月19日(日)に開催します。当日、マラソンコースになる道路は、ランナーの通過する時間帯が交通規制の対象になります。特に下図に示した部分の道路は大幅な交通規制が行われますので、車やバスなどで出掛ける際には注意してください。

安全と事故防止のため、現場の警察官や大会競技役員の誘導に従ってください。※今大会から競技の制限時間延長に伴い、交通規制の時間が10分延長となります。当日は、コース周辺道路が大変混雑しますが、ご協力をお願いします。



体の議会の議員を除く)
内 【応募方法】応募用紙(交通防犯
課にある市ホームページからダウ
ンロード也可)に必要事項を記入し
て、小論文(600~800字・題目「空家問
題の課題解決に向けて」)を添えて、
11月6日㈪~27日㈪に直接か郵送ま
たはメール(IS209000@city.agelg.jp)で交通防犯課(〒362-850
1本町3-1-1)へ

空家対策を総合的に推進する「上尾市空家等対策協議会」の市民委員会を募集します。**【任期】**平成30年1月から平成32年1月まで
内日程 平日のみ
毎月間に年3回程度の会議を開催予定
対象 市内に在住の満20歳以上で、空家問題に关心があり、継続して会議に出席できる人（国または地方公共団体）

市民委員を募集

交通防犯課

上尾市空家等対策協議会の 市民委員を募集

ダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送(30日消印有効)で下水道施設課(〒361-0013上尾村1-157)へ※意見書を提出できる人は、上尾市民または利害関係人です。

【意見書の提出】意見書(下水道施設課)にある。市ホームページから

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

定定員 **持**持ち物

女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日(日)～25日(土))



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

知っていますか？ デートDV

夫婦やパートナーなどの親密な間柄で行われる暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。DVは、交際する若い人同士の間でも起きています。この交際相手からの暴力を「デートDV」といい、男性も女性も被害者になる可能性があります。

デートDVチェックリスト

- メールの返事をすぐ返さないと怒る(デジタル暴力)
- メールをチェックする。勝手にアドレスを削除する(デジタル暴力)
- 「バカ」「ブス」「デブ」などバカにしたことを言う(精神的暴力)
- 他の人と仲良くしていると責めたり、友達付き合いを制限したりする(精神的暴力)
- 怖くて自分の気持ちが言えない(精神的暴力)
- 無視する、「自殺する」と脅かす(精神的暴力)
- 自分の言うことを聞かないと怒る、大声を出す、物を投げつける(精神的・身体的暴力)
- 常に行動をチェックされる(精神的暴力)
- 殴ったり、蹴ったり、髪の毛を引っ張ったりする(身体的暴力)
- お金を貸しても返さない、いつもおごらされる(経済的暴力)
- キスや性的行為を強要される。避妊に協力しない(性的暴力)

◇性暴力被害についての相談

- ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)
☎839-8341(月)～(金)(祝、年末年始を除く)8時30分～17時
- ・よりそいホットライン(フリーダイヤル)
☎0120-279-338(24時間年中無休で相談)

男女共同参画推進センター ☎778-5111・ Fax 778-5112

DV、デートDVは身近にあります

女性の被害経験は、配偶者からは約4人に1人、同居(同棲)する交際相手からは約3人に1人、交際相手からは約5人に1人です(平成27年3月内閣府男女共同参画局調査)。
「別れたらいいのに」と思うかもしれません…

人生経験の未熟な若者は、「自分さえ我慢すれば…」「愛されているから怒られるのだ…」などと思い、被害の認識がなく、また「別れたら、絶対に許さない」「自殺する」などと脅され、恐怖心から離れられないこともあります。

交際相手との関係に悩んで相談されたら

ゆっくり話を聞いてあげましょう。そして、理由はどうあれ、「暴力を振るう行為は間違っている」「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。家族や先生など身近な大人や専門の相談機関に、緊急の場合は迷わず110番で警察に、勇気を持って相談するように勧めてください。

相談窓口 おかしいな？と思ったら誰かに相談しよう！

相談機関	電話番号	相談時間など
男女共同参画推進センター (女性のためのDV電話相談)	778-5110	毎週(月)(木) 10～12時・13～16時 (予約不要)
男女共同参画推進センター (女性のための相談)		毎週(水) 10～12時・13～16時 (1回の相談は50分・予約制)
上尾警察署 (警察安全相談担当)	773-0110	24時間対応 ※緊急の場合は110番
県男女共同参画推進センター With You さいたま	600-3800	(月)～(土)(第3(木)を除く) 10時～20時30分
県男女共同参画推進センター With You さいたま (男性のための男性臨床心理士による電話相談)	601-2175	毎月第4(日)11～15時
婦人相談センター (DV相談担当)	863-6060	(月)～(土)9時30分～20時30分、 (日)祝9時30分～17時

※特に記載のないものは祝・年末年始が休みで、相談は無料です。

※上尾市男女共同参画推進センターでは、配偶者暴力相談支援センター業務も行っています。

デートDV予防セミナー ~「私の子には関係ない」ってホント？~

時11月29日(水)10時～11時30分 所文化センター 内若い人たちの間で深刻な問題となっているデートDV。身体だけではない暴力の理解と支援について学ぶ 【講師】栗田みえこさん(NPO法人CAPユニット) キャップ 内市内に在住・在勤の人 定70人(先着順) 申11月1日(水)から電話で男女共同参画推進センターへ ※一時保育希望の人は、保育施設を紹介しますので、11月15日(水)までに連絡してください。

地元農産物料理レシピの公開・配布

商工課 ☎777-4441・ Fax 775-5024

市産業振興会議では、「地産地消」の推進に向けた取り組みの一つとして、地元農家や市民団体の皆さんに協力していただき、地元農産物を使った料理や郷土料理のレシピをまとめました。レシピについては、農商工観ポータルサイト「あげポタ」(<http://agepota.jp/>)で公開している他、あげお朝市・夕市や市農産物直売所で配布していますので、ぜひ活用してください。



レシピで作れる料理の例

市長 キラリ 通心 秋の夜長に

市長 島村 橿

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。

「秋の日はつるべ落とし」とはよくいったもので、すっかり日も短くなり、夜の訪問が早くなりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

過日、ことしのノーベル賞受賞者の発表があり、平和賞の国際非政府組織「核兵器廃絶国際キャンペーン」や、文学賞のカズオ・イシグロ氏のニュースに大変引き付けられましたが、季節柄、医学賞・生理学賞を受賞した研究テーマ「体内時計」の研究には特に興味が湧きました。今回受賞となった3人のアメリカの研究者は、今から30年以上前の1980年代に、動物や植物が24時間のリズムを刻む「時計遺伝子」を発見しました。この遺伝子は、太陽の光を浴びることで時間を把握し、夕方になると特定のタンパク質を増やします。そして、そのタンパク質が昼

間は分解され、夜は増えることにより眠気が起り、1日のリズムが生まれているそうです。このリズムを崩す生活を送ると、知らず知らずに体に大きな負担を与え、病気のリスクを高めるとされています。

現代の私たちの生活は、科学技術の進歩により夜も明るく便利になり、昼間と同じように活動ができますが、体内時計の研究結果をみますと、朝日が昇るとともに起き、夕日が沈むとともに寝るという、動物としての人間のリズムがいかに大切であるかが分かります。先日、手にした本でも、睡眠、心や思考、体の三つは関係性が深く、睡眠不足だとマイナス思考になりやすいと書かれていました。脳を休められるのは睡眠だけです。秋は夜長でもあり、読書や芸術に触れて感動する機会や、秋の味覚に酔いしれる機会も多くなることだと思いますが、夜中まで根を詰めることはほどほどに、しっかりと良い睡眠をとりましょう。私も気を付けたいと思います。

さて、上尾市では今月多くの楽しいイベントが開催されます。笑うことが、健康に良いとされる研究成果もあるそうです。これからもいろいろな場面で市民の皆さんの「笑顔」がきらめく、「ほっと」なまちに向けて全力を傾注していきたいと思います。

新入学児童生徒学用品費の 入学前支給

学務課

□775-9604
□775-5633

経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、子ども

の学用品費の一部や給食費などを援助しています(所得制限あり)。平成29年度から、就学援助費のうち、新

入学児童生徒学用品費だけ入学前

(2月末頃)に支給を行います。

●新小学1年生 対平成30年2月1日

日(木)現在、市内に在住で、平成30年4月に市内の市立小学校に入学予定の子どもの保護者

の支払いが困難な人 [必要書類] 保

護者名義の振込口座の分かる物、賃

貸住宅に住んでいる場合は賃貸借契

約書の写し、平成29年1月2日以降に上尾市に転入した保護者は平成29

年度所得証明書など

申

11月1日(水)

～平成30年1月12日(金)に申請書(各

市立小学校・学務課にある市ホーム

ページからダウンロードも可)に必要

事項を記入して、(月～金)(祝、年末年

始を除く)に必要書類を添えて直接、

入学予定の小学校または学務課へ

●新中学1年生 対平成30年2月1日現在、市内に在住で、平成29年度就学援助費の支給認定者のうち、平

成30年4月に市内の市立または国・県立中学校に入学予定の子どもの保護者※認定者には自動的に支給します。現在認定ではない人で入学前に支給希望人は、平成30年1月12日までに平成29年度就学援助費を申請してください。

2017 あげおイルミネーション

市観光協会

□775-5917
□775-5024

上尾の冬の風物詩として親しまれている「あげおイルミネーション」をことしも開催します。時 11月18日

(土)～平成30年1月7日(日)17時～0時

40分 所 JR上尾駅自由通路・東・西口ペデストリアンデッキ、JR北

上尾駅東・西口駅前広場 ※11月18日

日にJR上尾駅自由通路で17時10分から消防音楽隊のミニコンサート、

17時30分から点灯式を行います。

キラリ駅deほっと市

市観光協会

□775-5917
□775-5024

時 12月2日(土)13～18時 所 JR上尾駅自由通路 内 「あげおイルミネ

ーション」の開催に合わせ、岩手県陸前高田市と福島県本宮市の特産物と

市観光協会推奨土産品などを販売

時とき

所ところ

内内容

対対象

費用・金額

定定員

持持物

申申し込み

記載のないものは「当日、直接会場へ」

問い合わせ

防災行政無線を用いた 緊急情報の伝達訓練

危機管理防災課

■ 775-5140
■ 775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム（Ｊアラート）」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。この訓練は全国一斉に行われます。時 11月14日(火) 11時ごろ 内市内128力所に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送／①「こちらは、防災上尾です」②「これは、Ｊアラートのテストです」を3回③「上尾は、防災上尾です」

ひとり親家庭などへ 就学支度金を支給

子ども支援課 ■ 775-6819
■ 774-5342

県では、ひとり親家庭または養育者家庭の児童が中学校に入学する時、就学支度金を支給します。対平成30年4月に中学校に入学する児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父または父母のいない児童を養育している人で、生活保護世帯を除く市民税非課税世帯の人(申請

者、同居の親・兄弟姉妹などの扶養義務者それぞれ全員の平成29年度の市民税額が0円であった世帯に限る) 【支給額】対象児童1人につき1万円 ■ 保護者名義の普通預(貯)金口座番号が分かる物の他①年金受給者はその記号と番号②児童扶養手当受給者は証書番号③ひとり親家庭等医療費制度登録者は受給者番号が分かる物をそれぞれ用意して、11月30日(木)までに直接、子ども支援課へ※平成29年1月1日現在、上尾市に住民登録がなかつた人は市町村民税非課税証明書が必要です。期限を過ぎると申請を受け付けることができませんので注意してください。

ひとり親家庭等医療費 支給制度の現況届の提出

子ども支援課 ■ 775-6819
■ 774-5342

ひとり親家庭等医療費支給制度に登録している人(児童扶養手当受給者を除く)は、引き続き制度を利用できるかどうかを審査するため、毎年11月に現況届の提出が必要です。

対象者には10月下旬に通知書を郵送しましたので、通知書に記載された必要書類と印鑑をお持ちください。

【申請期間】11月1日(水)～15日(水)

【提出】子ども支援課

上尾都市計画事業土地区画整理事業の大谷北部第四地区の変更について、都市計画法第17条第1項に基づき、また、当該土地区画整理組合事業計画の変更について、土地区画整理組合事業計画書案は12月2日(土)～16日(土)に直接または郵送(各締め切り日消印有効)で市街地整備課(〒362-8

土地区画整理事業の都市計画の 案と事業計画書案(第5回変更) の縦覧と意見書の受け付け

市街地整備課 ■ 775-7913
■ 775-9872

● 意見書の提出 時 11月17日(金)～12月1日(金)8時30分～17時15分(土)(祝)を除く 所市街地整備課 ※市ホーメーページでも縦覧できます。

● 意見書の提出 時 上尾市民または街地整備課にある市ホームページからダウンロード也可)に必要事項を記入して、都市計画の変更案は11月17日～12月1日、土地区画整理組合事業計画書案は12月2日(土)～16日(土)に直接または郵送(各締め切り日消印有効)で市街地整備課(〒362-8

平成30年 上尾市成人式

生涯学習課 ■ 775-9490・■ 776-2250

20歳の皆さん、成人おめでとうございます。これから大きく飛躍する皆さんをお祝いするため、次のとおり成人式を開催します。平成30年1月7日(日)①第1回(主にJR高崎線東側に在住の人)／10時30分～11時40分(受け付け／10時～)②第2回(主にJR高崎線西側に在住の人)／12時45分～13時55分(受け付け／12時15分～) ※1月8日(祝)の成人の日ではありません。所文化センター 平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれで市内に在住の人 ※市外に在住で参加を希望する人も出席できます(申し出により案内状を郵送します)。案内状は11月1日(水)現在の住民登録(外国人住民を含む)を基に、12月上旬に郵送します。11月1日以降の市内転入者や前記の条件を満たす人は生涯学習課に連絡してください。※駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。



平成29年の成人式

成人式のアトラクションで、上尾市民吹奏楽団の演奏があります。16時からは、同会場で一般向けに同楽団による新春チャリティーコンサートが開催されます(有料)。

11月は「児童虐待防止推進月間」

虐待は、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長、発達を損ないます。また、重度の障害や死に至る場合もあります。「しつけ」を名目として必要な範囲を超えた行為も児童虐待です。

「もしかしたら虐待かな?」と思ったら、迷わず下記まで連絡してください(秘密は守ります)。

児童相談所 全国共通ダイヤル	いちはやく 189	24時間対応
子ども・若者相談 センター	■783-4964 ■774-5342	(月)～(金)(祝、年末年始を除く) 8:30～17:00
県中央児童相談所	■775-4152	(月)～(金)(祝、年末年始を除く) 8:30～18:15
緊急を要すると思ったら		
上尾警察署	■773-0110	24時間対応 ※緊急の場合は110番

~いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声~

子ども・若者相談センター ■783-4964・■774-5342

■児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、縄などにより一室に拘束するなど
心理的虐待	言葉による脅かし、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV)など
性的虐待	子どもへの性的行為、性行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、性的表現(ポルノグラフィ)の被写体にするなど
育児放棄 (ネグレクト)	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になんでも医療機関に連れて行かないなど

■みんなで防ぐ児童虐待

児童虐待の防止には、妊娠婦や子育て世帯の孤立を防ぐことが大切です。地域の人のちょっとした声掛けがあるだけでも、孤立の防止につながります。

青少年課 ■776-2488・■776-2117

子ども・若者相談センター ■783-4964・■774-5342

11月は「子供・若者育成支援強調月間」

子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を強調月間に定めています。

就業形態の多様化や情報化社会の発展により、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。若者の社会的自立の遅れも深刻です。また、子どもの貧困、児童虐待、

いじめ、不登校、薬物乱用の低年齢化、少年による凶悪犯罪など、子どもや若者が被害者になる事件の相次ぐ発生や、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある違法・有害情報の氾濫も懸念されています。家庭、地域、学校、関係機関で、子ども・若者育成支援に対する理解と各種活動への積極的な参加・協力をお願いします。

第18回 あげおヒューマンライツミーティング 21 ~人権のつどい~

12月2日(土)12時～16時30分

人権男女共同参画課 ■775-5117・■778-5112

平成28年12月に、部落差別の解消の推進に関する法律が制定されました。皆さんも、この機会に人権について考えてみませんか? ■コミュニティセンター ■ホール・集会室／下表のとおり ロビー／障害者就労施設製品販売コーナー ※1歳～未就学児が対象の託児があります(有料)。託児を希望する人は、11月27日(月)までに直接または電話で人権男女共同参画課へ申し込んでください。

ワークショップ	団体名	内 容	とき
ワークショップ	市国際交流協会(AGA)	疑似体験ワークショップを通して外国人の人権について考える	13:10～14:20
	彩の子ネットワーク	ビデオ上映／ドキュメント『子育てサロンの生まれる日』(竹本有希・作)	
	障害者生活支援センター 杜の家	当事者と皆さんで、精神障害にまつわる偏見などについて語り合う	
	女性フォーラムあげお	男女共同参画を学び合い発信する	
	認知症キャラバンメイト	展示・ビデオ上映／正しく知ろう認知症『地域・家族での対応』	
展示	拉致問題パネル展示	拉致問題の早期解決を訴え、パネル展示を行う	12:00～15:00
ホールの催し	YUMEアンサンブル・コンサート	爽やかな歌声、優しいピアノの音色、心躍るドラムのリズム! 明るく和やかな音楽のひとときをお楽しみください	12:10～13:00
	人権標語・作文表彰式／上尾市「いじめ根絶」小学生の誓いの発表		14:30～15:10
	人権講演会「拉致問題の解決を願って」		15:10～16:30

※ホールには手話通訳があります。

YUMEアンサンブル・コンサート

■12時10分～13時 【演奏曲(予定)】『クリスマス・メドレー』『オー・シャンゼリゼ』『翼をください』他



【プロフィル】
YUMEアンサンブル
音楽療法士・前島由美子さん
の音楽ユニット。ボーカル／野村美幸さん(写真右)、ピアノ／前島由美子さん(写真中央)、ドラム／若林竜丞さん(写真左)

人権講演会「拉致問題の解決を願って」

重大な人権侵害問題である拉致問題に関する認識を深め、即時解決に向けて世論の啓発を図ります。 ■15時10分～16時30分

【講師】飯塚繁雄さん
定300人(先着順)

【プロフィル】いいづか・しげお
北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表で、拉致被害者の田口八重子さんの兄。



パート・アルバイトの収入と税金

給与収入に対する税

パートやアルバイトなどで得た収入は、給与所得として所得税と住民税(市・県民税)の課税対象になります。税金の種類により算出方法が異なるので、注意が必要です。

①所得税 所得税の計算は、パートやアルバイトの1年間(1月1日~12月31日)で得た収入から、給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた金額に、定められた税率を掛け算出します(例1参照)。

【例1】収入が給与収入だけで120万円、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入) - 65万円(給与所得控除) - 38万円(基礎控除) = 17万円(課税所得金額)

17万円(課税所得金額) × 5.105% (合計税率) = 8,600円(所得税額)

※給与所得控除額や税率は、金額により異なります。

※合計税率は、税率に復興特別所得税率2.1%を含めたものです。所得税額は、100円未満の端数を切り捨てます。

②住民税(市・県民税) 住民税には均等割と所得割があります(例2・表1参照)。

均等割／前年の合計所得金額が31万5,000円(給与収入96万5,000円)を超えると、**年額5,000円**の均等割が課税されます(扶養親族がない場合)。

所得割／前年の総所得金額等が35万円(給与収入100万円)を超えると課税されます(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)。算出方法は、原則として所得税と同じですが、基礎控除33万円など**所得控除の額と税率が異なります**。

【例2】収入が給与収入だけで120万円、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入) - 65万円(給与所得控除) - 38万円(基礎控除) = 22万円(課税所得金額)

22万円(課税所得金額) × 10% (税率) - 2,500円(調整控除) = 1万9,500円(所得割)

1万9,500円(所得割) + 5,000円(均等割) = 2万4,500円(住民税額)

※給与所得控除は金額により異なりますが、税率は一律10%です。

調整控除とは 税源移譲により生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の差額による負担増を調整するための控除です。この控除額は、人的控除の内容や、課税所得金額により、金額が異なります。

所得税の問い合わせ

⇒上尾税務署 ☎770-1800(代表)

(自動音声案内の「2」を選択)

住民税の問い合わせ

⇒市民税課 ☎775-5131・fax775-9846

【表1】給与収入に対する住民税額速算表(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)

給与収入 (万円)	給与所得 (万円)	平成29年度住民税額(円)		
		所得割額	均等割額	年税額
0~96.5	0~31.5	0	0	0
100	35	0		5,000
103	38	2,500		7,500
110	45	9,500		14,500
115	50	14,500		19,500
120	55	19,500		24,500
125	60	24,500		29,500
130	65	29,500		34,500

※所得割額は給与所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額に10%の税率を掛け、さらに人的控除額の差(この場合は5万円)を調整するために5%分である2,500円を減額しています。

※人的控除額の差/基礎控除や扶養控除などの「人的控除」は、所得税と住民税では控除額に差があります。例えば基礎控除の場合、所得税の控除額は38万円ですが、住民税は33万円です。

ご注意ください 所得税と住民税(市・県民税)では、課税が発生する金額が異なります。収入が給与収入だけで、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合、住民税は96万5,000円を超えると課税対象になりますが、所得税は103万円を超えると課税対象になります。

配偶者控除と配偶者特別控除(平成29年分)

配偶者の所得に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられる場合があります(表2参照)。

夫(妻)に所得があり、配偶者の収入が給与(パート・アルバイト)だけで、年間103万円以下なら配偶者控除38万円(住民税は33万円)、103万円を超えて141万円未満なら配偶者特別控除(金額は所得税・住民税とも収入により異なる)を所得控除として差し引くことができます。ただし、夫(妻)の合計所得金額が1,000万円(年間給与収入で約1,231万円)を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

【表2】パート収入に対する所得税の配偶者控除額、配偶者特別控除額

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38(33)万円	—
103万円超105万円未満	—	38(33)万円
105万円以上110万円未満		36(33)万円
110万円以上115万円未満	—	31(31)万円
115万円以上120万円未満	—	26(26)万円
120万円以上125万円未満	—	21(21)万円
125万円以上130万円未満	—	16(16)万円
130万円以上135万円未満	—	11(11)万円
135万円以上140万円未満	—	6(6)万円
140万円以上141万円未満	—	3(3)万円
141万円以上	—	—

※()は住民税の控除額です。

時とき

所ところ

内内容

対対象

費用・金額

申込み

記載のないものは「当日、直接会場へ」

問い合わせ

*記載のないものは「無料」

定定員

持持ち物